

## クラブにかかる「税金」に何があるのか

### 1. はじめに

自分たちの総合型地域スポーツクラブにどのような税金がかかるのかを理解するに際しては、何に対してかかるのか、実質的に負担するのは誰か、実際に納税手続きをするのは誰か、いつどのようにして納めるのか、といったポイントを押さえることが重要です。

では、どのような税金があるのか主なものをあげ、源泉徴収について簡単に触れます。その上で、では、多くのクラブで問題となる収益事業の範囲、税金の調べ方・相談についてみていきます。

### 2. 税金の概要

クラブにかかる「税金」には、主に以下があげられます。

法人税 / (法人) 事業税 / (法人) 住民税 / 消費税 (および地方消費税) / 印紙税 / 固定資産税 / 償却資産税

まず、事業による利益 (所得金額(\* 1)) に対して課せられる税として次のようなものがあります。

#### (1) 法人税

法人格を取得していない任意団体も、法人税法上においては、人格のない社団等として、法人とみなされます。したがって、NPO法人はもとより、任意団体であっても法人税法上の収益事業については、法人税が課せられます。

事業年度末から2カ月以内 (一定の要件を満たす場合、申請承認を得て3カ月以内に延長可能で事業税、住民税も同様) に申告書を提出し、納付します。収益事業の範囲については で述べます。

#### (2) (法人) 事業税

法人税は国税ですが、法人事業税は地方税で、都道府県が課します。(法人) 事業税は、事業年度末から2カ月以内に (3) で述べる都道府県民税と一緒に申告し、納付します。

#### (3) (法人) 住民税

住民税は、都道府県民税、市町村民税からなり、それぞれ事業年度末から2カ月以内に申告し、納付します。税額の算定は主に、各法人の法人税額に税率を乗じて算定される法人税割と各法人に一定額を課す均等割によります。所得が赤字の場合、法人税割は課せられませんが、均等割 (多くの自治体で、都道府県民税2万円、市町村民税5万円) については、赤字でも住民サービスは受けている (基本料金に相当) と考えられるため課せられます。

ただし、NPO法人の場合、収益事業を行っていないなど要件が必要な場合もありますが、免除申請を行うことで、均等割が免除される自治体もあります。

次に、課税売上(\*2) (課税対象となる収入) にかかる税として消費税があります。

#### (4) 消費税 (および地方消費税)

消費税は、事業者が行う資産の譲渡、貸付、サービスの提供に対して課せられる税金 (税率は地方消費税と合わせて5%) で、基準期間 (前々事業年度) に1,000万円を超える課税対象となる収入がある場合、翌々事業年度から消費税申告書を提出 (事業年度末から2カ月以内) し、納付します。設立2年目までは基準期間となる前々事業年度がないため、原則として納税義務はありません。

また、課税対象となる収入は、収益事業に限らず、事業全体で判断されるので、非営利活動のみの場合でも1,000万円を超えれば、法人か否かを問わず申告、納税が必要となります。

消費税納税額の算定方法は、「原則課税」と「課税対象となる収入が5,000万円以下の事業者があらかじめ申請することで選択できる簡易課税」との2つがあります。

原則課税の場合、納税額の算定手続きは少々複雑になるのですが、大まかにいうと、クラブが受け取った消費税合計額 (サービス等の提供を行い、その対価として受け取った料金に含まれる消費税相当分の合計額) から、クラブが物品購入等で支払った消費税合計額を差し引いた金額となります。

簡易課税を選択した場合、課税対象となる収入に一定割合を乗じることで納税額が算定できますが、原則課税に比べ、納税額が多くなるか少なくなるかは各クラブによって異なります。消費税は、サービス受領者から受け取った消費税をもとに納税することから、実質的な負担者は消費者 (会員等のサービス受領者) となり、納税手続きをするのがクラブとなります。

なお、課税対象となる取引 (サービスの提供等) について、消費税として受け取っていない場合でも、クラブは受け取っているものとみなされ、その場合クラブには納税義務がある点には注意が必要です。

上記の他に、指導者等との契約などの文書作成や、施設・物品の所有等にかかる税として、以下のようなものがあります。

#### (5) 印紙税

印紙税は、契約書、領収書などの課税文書を作成した際に、購入した収入印紙を文書に貼り付け、消印することで納付します。

NPO 法人の場合、契約書にかかる印紙税は免除されませんが、領収書等にかかる印紙税は、たとえ収益事業にかかるものでも免除されます。

#### (6) 固定資産税

土地、建物など不動産を所有している場合、毎年1月1日現在の所有者に、固定資産税がかかります。後日納付書が送られてくるので納付します。

## (7) 償却資産税

償却資産税の対象となるのは、土地及び家屋以外の事業用資産で、減価償却費(\*3)として法人税法の所得計算上で損金としているもので、申告に基づき、課せられます。自動車税、軽自動車税の課税対象となるものや、耐用年数(\*4)1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産(\*5)などは申告の対象外となります。なお、課税標準額(\*6)が150万円未満の場合には、申告の必要はありますが、課税されません。

## 3. 源泉徴収とは

給与・報酬等の支払者が、支払いを受ける人から所得税を徴収(支払額から天引き)し、納税するのが源泉徴収で、税金を負担するのはスタッフや外部指導者等であり、納税手続きをするのがクラブとなります。これは、所得税の申告納税制度を補完するもので、支払者の義務とし、支払時に徴収することで、所得税を確実に納税させようとする制度です。

原則として、給与所得者についてはクラブが年末調整(\*7)を行うことで、また、報酬・料金等については支払いを受けたものが行う確定申告により精算されることとなります。

源泉徴収義務がないのは、別に定められた要件を満たす個人事業者と特定機関だけなので、スタッフへの給与や外部者への指導料・講師料などの報酬等を支払っているクラブは、原則として源泉徴収義務者となります。

源泉徴収する金額は、給与所得については、源泉徴収税額表の月額表(または日額表)に基づき、また報酬等については、原則10%(100万円超部分は20%)を天引きします。

源泉徴収額は、実際に支払った翌月10日までに納付する必要がありますが、支払が常時9人以下の場合には、特例申請により年2回にまとめて納付することができます。

(大塚 喜雄 公認会計士、税理士)

(財)日本サッカー協会スポーツマネジャーズカレッジ5期生)

### <用語の説明>

(\*1) 所得金額・・・課税対象となる金額をいい、所得=益金-損金となります。これらは税務上の用語で、益金は会計(損益計算)で使われる収益、損金は費用とほぼ一緒であり、所得と利益はほぼ一致するものですが、クラブ会計上で収益、費用とされるものでも、税法上で益金、損金とならないものがあり、イコールになるとは限りません。

また、それぞれ収入、支出とは異なります。例えば資金の借入や預り金などは収入ですが、収益とはなりません。同様に借入金の返済や立替払いは支出ですが、費用とはなりません。

おおよその関係式を表わすと収入 収益 益金、支出 費用 損金となります。

(\*2) 課税売上・・・課税対象となる取引により得た収入(まだ入金されていないが、収入となるべきものを含みます)をいいます。課税対象となる取引とは、国内において、事業者が事業として、対価を得て行う資産の譲渡等(資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供)をいいます。利子や保険料などは非課税となります。

(\* 3)減価償却費・・・固定資産等の取得に要した支出を、資産が使用できる期間にわたり費用配分することを減価償却といい、各期に費用計上したものを減価償却費といいます。

(\* 4)耐用年数・・・償却資産の使用可能とされる期間をいいます。本来は経済的に使用可能な期間で考えるものですが、個々に正確に測ることは難しく、また、法人税計算上の損金算入限度額算定用に定められた年数(法定耐用年数)があり、これを使用するケースが多いため、通常、耐用年数というと法定耐用年数をいいます。

(\* 5)償却資産・・・支出した際の費用とせず、減価償却により規則的・計画的に費用配分していく資産をいいます。

(\* 6)課税標準額・・・課税対象となる金額をいい、償却資産税においては、毎年1月1日現在の課税台帳に登録された価額(償却後の残存価額 = 取得価額 - その時点での減価償却の累計額)をいいます。

(\* 7)年末調整・・・年末調整とは、給与等支払事業者が、毎月徴収した源泉所得税額と年間の所得合計額から扶養控除等の各種控除を考慮して確定する年税額との調整(差額の還付、徴収)を行うことをいいます。給与所得が2,000万円を超える人などは、自ら確定申告を行うため、年末調整の対象となりません。